

**令和4年度第2回秋田県介護サービス事業所認証評価制度推進委員会
議 事 録**

1 日 時 令和4年11月24日（木）午前10時25分から午前11時50分まで

2 場 所 秋田地方総合庁舎 6階 601会議室

3 出席者

【委員】（13名中9名出席）※敬称略

藤井 周二	秋田県老人福祉施設協議会 副会長
丸岡 一直	秋田県社会福祉法人経営者協議会 副会長
渡部 幸雄	一般社団法人秋田県介護福祉士会 会長
土室 修	日本赤十字秋田短期大学 教授
石沢 真貴	秋田大学教育文化学部 地域文化学科 教授
藤田 智恵	秋田大学大学院医学系研究科 助教
加藤 堅之助	秋田県民生児童委員協議会 副会長
片岡 浩成	秋田労働局職業安定部 職業安定課長
藤原 健一	秋田市福祉保健部 介護保険課長

※欠席委員

菅 卓司	秋田県介護老人保健施設連絡協議会 理事
高橋 祐策	秋田県認知症グループホーム連絡協議会 会長
小原 秀和	特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会 会長
赤川 妹子	秋田県ホームヘルパー協議会 会長

【県（事務局）】

伊藤 幸喜	長寿社会課 課長
船山 晴美	長寿社会課 介護人材対策班 主幹(兼)班長
佐藤 博隆	長寿社会課 介護人材対策班 副主幹
加藤 大樹	長寿社会課 介護人材対策班 主査
佐々木 修	長寿社会課 介護人材対策班 介護人材確保推進員

4 審議内容

開 会

あいさつ 健康福祉部長寿社会課 課長 伊藤 幸喜

【報 告】

- (1) 認証評価制度参加宣言及び認証状況について（令和4年度実績等）
- (2) 認証評価制度の普及促進に係る取組等について

石沢座長 (1) 認証評価制度参加宣言及び認証状況について、(2) 認証評価制度の普及促進に係る取組等について事務局から一括して説明をお願いします。

(事務局より一括して説明)

石沢座長 事務局から説明があったが、ご意見ご質問があれば発言をお願いします。

丸岡委員 「介護新時代」の冊子は何部作成したのか。在庫はどれ位あるのか。

事務局 3,000部作成した。介護の魅力発見事業で中学生、高校生に配布したほか、県内外の各種イベントなどでも配布し、残りは100部程度となっている。

藤井委員 「認証評価制度ハンドブック」は希望した施設に配布しているのか。

事務局 参加宣言をした事業者に配布し、認証取得を進める上で参考にさせていただいている。

片岡委員 県ではPR動画を作成し配信する予定のようだが、動画をハローワークにも提供いただくことは可能か。県内のハローワークで動画を放映し、利用者にPRすることが可能と考えている。

事務局 完成した動画はハローワークにも提供するので、PRをお願いしたい。

丸岡委員 介護の魅力を発信する取組はそれぞれの団体でやっていると思うが、外に出て行かないのはもったいないと思うことがある。(全国社会福祉法人)経営者協議会では、数年前から社会福祉ヒーローズという取組をしている。これは福祉の現場で働く、特別な取組をしている職員が全国から集まり、その取組を紹介するというもの。去年は秋田市の社会福祉法人北杜の職員がヒーローに選ばれた。このようなことが福

社の魅力発信に繋がると思い紹介した。

事務局 情報提供に感謝する。委員の皆さまからも何か情報があれば提供をお願いします。

【議 事】

- (1) 認証評価制度申請事務取扱要領等の改正（案）について
- (2) 認証評価基準等の改正（案）について
- (3) 認証評価制度ハンドブックの改訂について

石沢座長 (1) 認証評価制度申請事務取扱要領等の改正（案）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

石沢座長 事務局から説明があったが、ご意見ご質問があれば発言をお願いします。

藤井委員 この改正案は来年度からの適用を予定しているのか。

事務局 そのとおりである。

丸岡委員 審査員の人数は変わらないのか。

事務局 新規申請は、引き続き3名の予定だが、更新申請は県職員の部分が減る予定のため、原則2名で審査を行う案となっている。

石沢座長 資料4-1の改正案では、認証取り消しについて新設されることだが、過去に取り消しに相当するような案件はあったのか。取り消しはどのようなケースを想定しているのか。

事務局 介護保険法に違反し介護サービスが取り消しとなるような重大な違反などを想定している。同法で指定取り消しを受ける場合というのは、例えば老人保健施設で医師を配置していなかったり、あるいは実際には行っていない介護サービスを不正に請求していたなどの場合が想定されるが、通常は起こりえないことだと考えている。

石沢座長 そのほか、ご意見等あればお願いします。

(意見等なし)

石沢座長 (2) 認証評価基準等の改正(案)について事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

石沢座長 事務局から説明があったが、ご意見ご質問があれば発言をお願いします。

藤原委員 資料5-1の基準要件について、現行の基準では資料を求職者に配布、又はインターネット上でいつでも確認できることとなっているが、改正案では両方必要ということか。

事務局 配布するだけではなく、インターネット上での公表が必要な案として
いる。現在も全ての認証事業者で求職者向けの資料は作成しているが、
インターネット上で公開していない事業者も一部存在する。インター
ネット上で情報収集する求職者も多いため、今回の案としている。ただ
し、公表の方法等は各事業者のやり方に任せたい。

土室委員 資料5-2で取組内容の記載例を書いているが、添付資料の例などは
ないのか。

事務局 申請の際に、資料によって提出を求めているものと求めていないもの
がある。全ての資料の提出を求めた場合、膨大になるほか、個人情報
の関係もあるため現地で確認する資料も多くある。資料番号は、現地
審査に向いた際に確認が容易になるよう記載していただくことを想
定している。

土室委員 資料5-1で資料をインターネットで公表するということがだったが、
インターネットというのはホームページやSNSということか。

事務局 そのとおりである。

土室委員 ホームページがない事業者は存在しないのか。

事務局 これまでの審査でホームページが存在しない事業者は把握していな
い。ただし、更新頻度等は事業者によって差はある。

石沢座長 認証に当たり、インターネットでの対応が不十分な事業者も出てくる
場合も想定されると思うが、その際にアドバイスや支援などは考えて
いるのか。

事務局 現時点で事業として支援することは想定していない。ホームページに
関しては費用の面もあるが、例えばインスタグラムなど、費用をかけ

ずに情報を公開するという方法もあるので、何らかの方法で公表できれば良いと考えている。また、参加宣言をしていただければ、研修や個別支援があるので、その中で可能な範囲で支援していきたいと考えている。実際にどのような方法で公表していくかは法人の考えによると思う。

丸岡委員 よく分からないことがあれば支援してくれるということか。

事務局 研修や個別のやりとりの中でアドバイスしていければと考えている。

石沢座長 実際に困っていることなどがあるのか。

丸岡委員 最初は無料のサーバーを利用し上手くやっていたが、その後、有料のものへの移行を検討したところいろいろと対応が難しいことがあり、立ち止まっている。

藤田委員 資料5-1の地域交流・地域貢献について、今までは基準要件が3つあったが、今後はこのうちのいずれかを満たしていれば良いという解釈で間違いないか。

事務局 そのとおりである。

藤田委員 コロナ禍で仕方がないと感じているが、今年度中に認証を取得したところは3つの要件を満たすためにがんばっていたと思う。今後は、いずれかで良いということであれば、不公平感があるのではないかというのが率直な感想である。参加宣言をしてまだ認証を取得していない事業者について、実習生受入等の対応に苦慮していると思う。この要件も認証に結びついていない一因かもしれないので、改正となる場合は周知を早くした方が良いと思う。

事務局 コロナ禍で対応に苦慮している法人が多くあるのは間違いないが、一方でいろいろと工夫しながら対応している法人もある。改正となれば、きちんと周知していきたい。

加藤委員 私は広域の介護保険事務所のサービス事業所の評価委員もやっているため、検査資料等を見て意見などを述べる場合があるが、資料等を見ると多くの事業所はぎりぎりの人数で対応しているのが現状である。このような状況で、多くの事業所では余裕がないと思うので、認証制度も事業者の負担にならないよう進めていただきたい。

事務局 周知なども含めて対応していきたい。

石沢座長 (3) 認証評価制度ハンドブックの改訂について事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

石沢座長 事務局から説明があったが、ご意見ご質問があれば発言をお願いします。

石沢座長 この場でのご意見等は難しいかもしれないので、この後でもご意見などあれば事務局をお願いします。

石沢座長 その他で皆さんから何かありましたらお願いします。

丸岡委員 認証を取るためにはお金がかかることもあり大変だという声がある。認証取得の条件を整えるためにかかる費用、かかった費用に対し財政的な支援をするという考えはあるか。

事務局 今のところ、考えていない。
参加宣言をした後、各種制度を整備するためのセミナーや個別相談会が無料で受けられるので、直接の財政支援ではないがその部分を支援と考えていただければと思う。

丸岡委員 自法人の職員から、認証を受けた後に例えばケアマネジャーの講習を受ける、資格を取るや勉強をするなどの費用について、何らかの支援があると認証の魅力が高まるのではないかとの意見があるので紹介しておく。

事務局 支援に関しては、介護ロボット・ICTの導入経費や外国人介護人材受入環境整備等の補助金について、優先採択を行っているので、ご理解いただきたい。

丸岡委員 認証を取得した事業者が、取得し何かいいことがあったか聞かれたときに、このようなメリットがあったと言えるものがないと、なかなか広まらないと思うので、普及のためにも対応をお願いしたい。

事務局 認証を取得した際の直接的な財政支援は難しい。認証評価制度については、優良な介護事業者であるということを県が認証し、それにより職業選択する際の目安にしていきたいということもある。直接的な財政支援は難しいが、補助金の優先採択やPRなどの支援を行いながら、制度を推進していきたいので、ご理解いただきたい。

石沢座長 本日は、各要領や認証基準の見直しなどについてご意見などをいただいたが、状況にあわせて見直していくのは良いことだと思う。ハンドブックについてもより良くなるよう見直しなどを進めていただければと思う。
他にないようなので、会議を終了する。

閉 会